

お知らせします！ 令和5年度の介護保険料

介護保険は『介護保険法』で定められている制度で、40歳以上の方が全員納める保険料と、国や地方公共団体の負担金、利用者負担を財源に運営されています。この制度は、高齢者の介護を社会全体で支える「支え合いの制度」で、サービスを利用されていない場合でも、40歳以上の方には保険料を納めていただきます。令和5年度の介護保険料は、右表のとおりです。

65歳以上の方には、大里広域市町村圏組合から介護保険料納入通知書が送付されます。

▶保険料の納め方

納付方法は法律で定められているため、個人で選択することはできません。

特別徴収 年金からの差し引き

年金が年額18万円以上の方は、特別徴収となります。年金からあらかじめ差し引きされますので、納めに行く必要はありません。ただし、65歳になって(または転入して)から差し引き開始までの間は普通徴収となります。介護保険料は、収入や世帯状況の変動等により、年度間で大きな差が生じることがあります。このため、特別徴収では、これを解消し、できるだけ均等にするため8月の年金からの差し引き額を調整する場合があります。

普通徴収 納付書または口座振替

年金が年額18万円未満の方、老齢福祉年金および恩給のみ受給されている方等は普通徴収となります。納付書を送付しますので、納期限までに町や金融機関の窓口、コンビニエンスストア等で納付してください。普通徴収では口座振替が利用できます。詳しくは、お問い合わせください。

▶普通徴収の納期限(令和5年度)

期別	1期	2期	3期	4期
納期限	7月31日	8月31日	10月2日※	10月31日
期別	5期	6期	7期	8期
納期限	11月30日	12月25日※	1月31日	2月29日

※納期限は各期とも月末(12月に限り25日)ですが、当日が土・日曜日、祝日(振替休日を含む)の場合は、翌営業日が納期限となります。

▶令和5年度介護保険料

所得段階	対象者	年額保険料(保険料率)
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ■本人および世帯全員が住民税非課税で、 ⇒老齢福祉年金受給者の方 ⇒前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 ■生活保護受給者 	年額20,880円(基準額×0.3)
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	年額31,320円(基準額×0.45)
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	年額48,720円(基準額×0.7)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	年額62,640円(基準額×0.9)
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	年額69,600円(基準額)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	年額83,520円(基準額×1.2)
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	年額90,480円(基準額×1.3)
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	年額104,400円(基準額×1.5)
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上600万円未満の方	年額121,800円(基準額×1.75)
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の方	年額132,240円(基準額×1.9)

※所得段階が第1～5段階の方の合計所得金額は、年金収入に係る雑所得差し引き後の金額です。

※合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る所得が含まれる場合は、これらの所得金額から10万円を控除した金額(控除後の額が0円を下回る場合は0円)で所得段階を判定します。

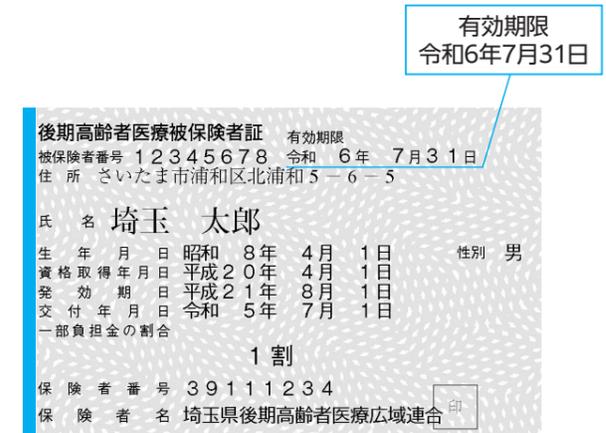
後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんへ

8月から被保険者証が新しくなります！

新しい後期高齢者医療被保険者証(被保険者証)を、7月中旬から簡易書留で送付します。8月1日以降に医療機関等を受診する際は、新しい被保険者証を使用してください。なお、現在の被保険者証は、8月1日以降使用できませんので、ご自身で確実に処分してください。※破棄する際は、有効期限をよくご確認のうえ、適切に処分してください。

▶新しい被保険者証の有効期間

令和5年8月1日～令和6年7月31日



新しい被保険者証は、左端の線が緑色です。

基準収入額適用申請について

3割負担に該当する方のうち、次の条件を満たす方は、広域連合の認定を受けると負担割合が変更となります。

- ①同じ世帯に被保険者が1人
被保険者の収入が383万円未満(383万円以上であっても、同じ世帯に70歳～74歳の方がいる場合、70歳～74歳の方との収入の合計が520万円未満)
- ②同じ世帯に被保険者が2人以上
被保険者の収入の合計が520万円未満

▶保険料の納め方

保険料の納め方は、原則として特別徴収となりますが、普通徴収となる場合もあります。保険料額や納付方法等を記載した納入通知書、または決定通知書は、7月中旬に送付します。ご自身の納付方法をご確認ください。

特別徴収の対象となる方 年金からの差し引き

次のすべてに該当する方

- 年金が年額18万円以上の方
- 1回当たりに納める保険料額(介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額)が、年金の1回当たりの受取額の半分を超えない方

普通徴収の対象となる方 納付書または口座振替

次のいずれかに該当する方等

- 特別徴収の対象にならない方
 - 特別徴収から普通徴収への変更手続きをされた方
 - 後期高齢者医療に加入して一定期間が経過するまでの方
 - 特別徴収が中止となった方(市町村が変わる引越しがあつた、保険料に減額があつた等)
 - 特別徴収の方で、保険料が年度途中で増額となった方
- ※納付書が届いた場合は、納期限までに金融機関等で納付してください。口座振替を希望する方は、金融機関で手続きが必要です(原則、手続きの翌月末から開始)。
※同年度で特別徴収と普通徴収の両方が該当する場合もあります。普通徴収になっている納期分の保険料は、納付書または口座振替で納付してください。
※特別徴収から普通徴収に変更したい場合は、早めに町民課へお問い合わせください。

▶保険料の軽減措置について

令和5年度の均等割額の軽減措置割合

- 同一世帯内の被保険者および世帯主の令和4年中の総所得金額等の合計額が軽減判定基準以下の場合は均等割額が軽減されます。

軽減判定基準 (〰️部分は年金・給与所得者の数が2人以上の場合に計算)	均等割額 軽減割合
43万円 +〔10万円×(年金・給与所得者の数-1)〕	7割
43万円+29万円×(世帯の被保険者数) +〔10万円×(年金・給与所得者の数-1)〕	5割
43万円+53.5万円×(世帯の被保険者数) +〔10万円×(年金・給与所得者の数-1)〕	2割

- 後期高齢者医療制度に加入する前日に、被用者保険の被扶養者であった方の軽減措置割合

所得割額	均等割額
負担なし	5割軽減(加入後、2年を経過する月まで) ※均等割額軽減割合が7割に該当する方は、高い方の軽減割合が適用されます。